

## 民事訴訟実務の基礎モデル案について

### (1) 総論

民事訴訟実務基礎の位置づけ（コアカリキュラムにおける総論の必要性）

「共通到達目標モデル案：法律実務基礎科目（民事訴訟実務の基礎）」（以下「民事実務基礎モデル案」という）には、どのような視座から同モデル案が策定されたのか、大局的見地を説明する項目（総論）が欠落している。各章の表題にある「要件事実の理解」「事実認定の理解」「典型的な紛争解決手続である民事訴訟手続の理解」が民事訴訟実務基礎科目においてなぜ必要とされるのか、その説明がなされていない。

民事訴訟実務基礎科目の教育の目的は、法律基本科目（民法・民事訴訟法）で習得した理論的・体系的な理解をより深め、それを具体的な紛争事例の中で使えるようにすることにある。それらの理解が民事訴訟手続を中心とした紛争解決の一連の手続のなかで具体的にどのように活かされるのか、即ち、民事紛争解決の過程の全体像を理解のうえ、紛争解決のためにいかなる事実が法的に重要か（要件事実）を理解し、具体的設例の中で抽出できること、及び、争いとなっている事実がどのように確定されるのか（事実認定）を理解し、具体的設例において基本的な判断・説明ができることが、民事訴訟実務基礎科目の内容及び学修の到達水準であることを総論で説明する必要がある。

同じ実務基礎科目の「共通到達目標モデル案：刑事訴訟実務の基礎」が、文頭で「＜前提＞ 刑事実務基礎科目の共通到達目標策定の目的」という項目を掲げてその説明をしているように、民事実務基礎モデル案においても、総論を設け、「民事実務基礎科目の共通到達目標策定の目的」を概説することが必要である。

#### コアカリキュラムの考え方

民事実務基礎モデル案において選定された項目は、いずれも法科大学院教育で修得されるべき基本的な事項であり、概ね適切である。

もっとも、実務基礎科目においては、法律基本科目で学習した法律概念及びその機能を前提として、具体的な設例においてかかる概念・機能が果たしている役割を理解させる必要があることから、法律基本科目との違い、及び実務基礎科目においては具体的設例におけるアウトプットが重視されることを、到達目標の表現上明らかにすべきである。

また、民事実務基礎モデル案は、いくつかの部分で「把握することができる」「分析・整理をすることができる」など裁判所の立場に立った表現方法が用いられているが、民事訴訟手続が当事者双方（原告・被告）と裁判所の三面構造から成り立つものである以上、裁判所の視点のみならず当事者の視点も念頭に置く表現方法についても留意すべきである。

#### アウトプットを重視した到達度表現の工夫及び項目の選定

民事実務基礎科目では、民事法律基本科目で修得した知識・理論を具体的な問題解決の場面でどのように活かすことができるか、即ち、具体的な設例に即して民事実体法・手続法で習得した知識・理論を発現すること（アウトプット）が主眼に置かれなければならない。実際にこの科目を担当している教員は、履修者の到達度をその視点で測っているはずだからである。したがって、到達目標の表現としても、具体的事例に即してアウトプットすることの重要性を意識する視座を持ち、「把握することができる」「説明することができる」というような、インプットが正しくできているかどうかを測る表現にとどまるのではなく、「・・・とを具体的設例において的確に区別することができる」「具体的設例において・・・を明示することができる」といった表現を用いて、具体的事項についてさらに踏み込んだ項目の立て方をすることが必要である。

### (2) 各論

#### 第1章 要件事実の理解に関する共通到達目標

##### 1-1 訴訟物

訴訟物の概念・機能の抽象的理解は法律基本科目の到達目標である。実務基礎科目では、法律基本科目で習得した知識などを前提として、具体的な設例においてかかる概念・機能が果たしている役割を理解することが求められる。特に訴訟物については、原告としてこれを特定・明示する能力が重要といえる。したがって、裁判官の立場から訴訟物を把握するに留まらず、訴訟代理人としてこれを明示することを到達目標として掲げるべきである。

訴訟物の概念・機能の理解を踏まえ、具体的な設例において訴訟物を明示することができる。

##### 1-2 攻撃防御方法

請求原因・抗弁などの振り分けに関する基本的な考え方は法科大学院で学習す

ることが求められる。他方、その実践については、基本的・典型的事例において行うことができれば十分と考えられるので、下記のように整理した。

法律要件・要件事実の概念・機能が具体的な設例において果たす役割を理解している。特に、具体的事実である要件事実（主要事実）と事実に対する法的評価や事実に基づく法的効果とを峻別することができる。

請求原因・抗弁などの概念・機能が具体的な設例において果たす役割を理解している。

前記の二点及び民事実体法の理解を踏まえ、典型的な設例において、権利の発生原因、発生障害、消滅、阻止の各事実の概念・機能を条文に即して具体的に説明することができ、かつ、典型的な事件においてその振り分けが実際にできる。

積極否認と抗弁との違いを典型的な事例において混乱せずに区別することができる。

#### 1 - 3 具体的設例における分析

民事訴訟手続は当事者双方と裁判所の三面構造により成り立っている。要件事実や攻撃防御方法といった概念・機能が果たす役割を適切に理解しているといえるためには、当事者から出された主張をどう分析・整理するだけでなく、当事者としてどのように主張していくべきかという観点から考える能力も身に着ける必要がある。両者は表裏の関係にあり、新たな個別項目を設ける必要はないが、かかる項目を設けた意義が、到達目標の表現上、明確となるような記載にすべきである。

典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法についての具体的な設例（例えば、売買契約や消費貸借契約、賃貸借契約上の権利、所有権などをめぐる紛争設例を素材とすることが考えられる。）において、当事者の立場から攻撃防御方法を選択・構成して主張することができる。また、かかる設例において、裁判官の立場から攻撃防御方法を把握した上で、当事者の主張を分析・整理することができる。

#### 1 - 4 表現能力

前記1 - 3の意見を前提として、若干の文言を修正したが、その意図するところは適切である。

前記1 - 3において行った主張及びその分析・整理を簡潔な文章で適切に表現することができる。

## 第2章 事実認定の理解に関する共通到達目標

### 2 - 1 認否

主要事実に関する主張に対する認否の概念・機能についての抽象的な理解それ自体は法律基本科目の到達目標である。実務基本科目では、具体的な設例においてかかる概念・機能が果たしている役割を理解することが求められる。したがって、その旨を明らかにすべきである。

主要事実に関する主張に対する認否（自白、否認、不知、沈黙）の概念・機能が具体的な設例において果たす役割について理解している。

### 2 - 2 事実認定の構造

対象事実の抽象的な理解それ自体は法律基本科目の到達目標である。実務基本科目では、かかる理解を前提として、具体的な設例において何が主要事実であり、何が間接事実・補助事実であるのか明確に区別できるようにすることが求められる。したがって、その旨を明らかにすべきである。

事実認定の対象事実（主要事実・間接事実・補助事実）に関する理解を前提にして、簡易な具体的設例において主要事実と間接事実・補助事実を的確に区別することができる。

簡易な具体的設例を用いるのであれば、当該設例において重要な事実が何であるかを含めて、全体の構造を大まかに把握できる力を身につける必要がある。したがって、下記のとおり修正すべきである。

簡易な具体的設例において、結論を左右する主要事実を特定した上で、かかる主要事実の認定に係る立証構造（法的主張とこれを直接裏付け又は推認させる具体的事実の関係構造）の概略を説明することができる。

第三点について、特段の意見はない。

本証と反証の概念的な異同については法律基本科目で習得すべき事項であり、実務基礎科目では、具体的な設例においてその異同が与える影響について理解し、説明できるようにすることが求められる。したがって、その旨を明示すべきである。

本証・反証の異同について具体例を挙げて説明することができる。

### 2 - 3 証拠

証拠の意義や証拠に関する基本原則の抽象的な説明は、法律基本科目の到達目標である。実務基礎科目では、それらの原則が具体的設例の中でどのように活かしているのか理解することにある。したがって、下記のとおり修正すべきである。

証拠の意義と証拠に関する基本原則（証拠裁判主義、自由心証主義など）を具体例を挙げて説明することができる。

適切な争点整理を行うためには、要件事実や事実認定の理解だけでは足りず、適切な証拠収集を前提とした集中証拠調べが必要である。したがって、第三点目の「証拠の収集に関する基本的な制度を説明できる。」という項目の次に、「集中証拠調べの意義・役割について説明することができる。」という項目を新たに加えるべきである。

その他の点について、特段の意見はない。

### 2 - 4 経験則

特段の意見はない。

## 第3章 典型的な紛争解決手続である民事訴訟手続の理解に関する共通到達目標

特段の意見はない。

以上